

容器包装リサイクル制度に係る主な論点について（案）

平成26年3月25日

I. 容器包装リサイクル法の評価

- 容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の約6割（容積比、平成7年当時）に当たる容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために、各関係者の役割と協力により構築された、適正処理・リサイクルシステムとして制定された。
- 容器包装リサイクル法の施行から15年が経過し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展してきた。
- 容器包装リサイクル制度により、消費者による分別排出の取組の定着を通じ、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成・向上し、市町村は消費者に対する啓発や収集量の増加に貢献し、特定事業者はリサイクルを担うのみならず軽量化・薄肉化等を通じて排出抑制にも努力するようになるなど、各主体の取組が進んだ。
- 分別収集・選別保管を実施している市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶では9割、プラスチック製容器包装についても7割を超えている。これらは事業者に引き渡され再商品化されることにより、一般廃棄物の最終処分量の減少につながった。
- 特定事業者による自主行動計画に基づく自主的取組により、例えばペットボトルで平成24年度には1割超の軽量化（平成16年度比）がなされるなど容器包装の軽量化・薄肉化等が進展し、また、小売業においては、報告対象容器包装使用量は平成19年から約2割減少した。
- 再商品化では、特定事業者によるリサイクルしやすい設計や、市町村による質の高い分別収集・選別保管及び再商品化事業者の努力により、例えば廃ペットボトルは、処理費用を必要としていたものが有価となり、また、プラスチック製容器包装については10数年間で落札単価が半額となるなど、再商品化費用が一定程度低減した。このため、直近5年間では、再商品化処理量が増加傾向にある中で、特定事業者が負担する委託額全体は横ばいとなった。
- 消費者・市町村・特定事業者・再商品化事業者の相互のコミュニケーション、主体間における連携協働の取組（市町村と小売事業者によるレジ袋の協定締結や再商品化事業者と市町村が連携した啓発イベントの開催など）を進める動きが広がってきた。
- 消費者が身近に取り組める容器包装の削減の行動としてレジ袋の削減（マイバッグ運動）が、小売事業者と自治体、消費者団体との連携により地域からの取組として展開を見せた。

II. 検討の視点

- 検討に当たり、以下の基本的かつ横断的な社会的要請にいかに応えていくか。
 - ・社会全体で見た天然資源の消費抑制
 - ・一般廃棄物の最終処分量の低減及び最終処分場の延命
 - ・CO₂排出量の削減、環境汚染物質の低減など社会全体の環境負荷の低減
 - ・質の高い再商品化及び適正処理の確保を前提とした社会的費用の減少
- 上記の要請を踏まえ、容器包装のライフサイクル全体を視野に入れながら、容器包装の3Rをどう進めるか。
 - ・上記の要請から優先されるべき容器包装のリデュースを、設計やリサイクルとの関係も念頭に置いて、どのように進めていくか。
 - ・容器包装のリユースを、社会や地域、生活実態を踏まえ、どのように進めていくか。
 - ・容器包装のリサイクルについて、これまでの制度趣旨、現行の技術水準とその発展の可能性、有効な再生材需要の大きさやその拡大可能性を踏まえ、多くの関係者が負担している様々な社会的コストを考慮しつつ、どのように持続可能なものとしていくか。
- 消費者・自治体・特定事業者・再商品化事業者による、より効果的な役割分担や主体間連携の強化、情報共有の円滑化の在り方はいかにあるべきか。

III. 主な論点

1. リデュースの推進

- 容器包装の設計段階におけるリデュースの取組については、容器包装が果たすべき役割（食品の腐敗防止等）にも留意しつつ、事業者の自主的取組の推進を図りながら、環境配慮設計について事業者と消費者の連携（コミュニケーション）を進めるべきではないか。
- レジ袋等のリデュースに関しては、レジ袋無料配付の禁止や小売事業者に削減目標の達成義務を課す等の強制的措置により進めるべきか。あるいは、これまでの実績を踏まえ、定期報告制度の運用、地域の協定に基づく取組等を通じた事業者による自主的取組により進めるべきか。
- 容器包装リサイクル法に基づく定期報告義務対象者（容器包装多量利用事業者）や容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）等、各地域においてリデュースに関する情報・ノウハウを有する関係主体が連携・協働して取り組む体制づくりを検討すべきではないか。
- ごみ収集袋の有料化や地域住民との積極的な啓発チャネルの開拓等の市町村における取組の促進を検討すべきではないか。
- リデュース製品が消費者からより選択されるようにするための動機付けや啓発を考えるべきではないか。
- 天然資源の消費の抑制のため、関係法令の活用等により、製品の設計段階で

のリデュースを進めるべきではないか。

2. リユースの推進

- 繰り返し使えるびんや食器の利用促進が考えられる中で、リユースの推進のあり方をどのように考えるか。具体的には、地産地消のびんリユースモデルの構築や、市町村による積極的なバックアップ等、地域におけるリユースびんの促進方策のあり方をどのように考えるか。
- 学校給食における牛乳びんについて、環境教育の意義の観点から活用のあり方をどのように考えるべきか。
- 地域循環圏の形成推進のために、コミュニティにおける情報共有の促進により、リユース容器のさらなる活用を検討できないか。

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

- 現在の容器包装リサイクル制度が円滑に機能している点に鑑み、それぞれが担う現在の役割の効率化を進めながら、現行の役割分担を維持すべきか。あるいは、拡大生産者責任（E P R）の考え方に基づく役割を拡大し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管の役割を一定程度特定事業者に求めるべきか。また、分別収集選別保管の費用を特定事業者に求めるべきか。
- 市町村が行う容器包装廃棄物の選別保管と、特定事業者の負担で再商品化事業者が行うベールからリサイクルする物を選択する作業は、作業の内容が異なることを踏まえ、引き続き現状を維持すべきか。あるいは、運用の柔軟化等により、これらの作業の一体化を検討すべきか。

(2) 合理化拠出金の在り方

- 拠出金制度について、市町村の選別保管業務の質向上の取組に対するインセンティブとなった背景等を勘案し、引き続き市町村のインセンティブとなる工夫をすべきか。あるいは、創設当初の制度の意義は果たされたと考えてよいか。

(3) 店頭回収等の活用による収集ルートの多様化

- 自治体による収集だけでなく、店頭回収、集団回収など収集ルートの多様化を促進していくべきではないか。
- 店頭回収については、小売事業者が更なる環境負荷低減のために自主的に取組を行っているところ、効率的・効果的な分別排出・回収・リサイクルに資する役割として、これを積極的に評価するべきではないか。その上で、取組を促進するために、関係法令の運用の整理を含め、どのような方策を考えられるか。また、リサイクルルートにどのように位置付けるべきか。

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管のあり方

- 分別収集・選別保管の在り方の検討については、環境負荷の低減・制度の合理化のために分別排出や再商品化の在り方と一緒に検討すべきではないか。
- プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。
- 再商品化の対象となる容器包装の収集に必要な指定ごみ袋の資源としての有効利用方策をどのように考えるか。
- 現行制度対象外の製品プラスチック等について、プラスチックの収集量拡大の観点から分別収集対象とすべきか。あるいは、その物性や負担の在り方の観点等から制度対象とすべきではないのではないか。

4. 分別排出

- 分別排出については、排出段階できれいに分別できる国は世界的にもまれであり、これまで市民のリサイクル意識の醸成に貢献してきたとの評価があるところ、更なる分別をどう考えるか。
- 市町村による分別排出に関する市民への啓発について、容器包装を選択している特定事業者が、発生抑制、再商品化に関する情報を適切に消費者に発信するべきか。あるいは、市民への啓発が本来市町村が行うべきであることに鑑み、特定事業者、再商品化事業者、市町村が連携して様々な情報を発信するのが効果的ではないか。
- 識別表示については、サイズの拡大、複数の素材を用いた製品に表示する際の分かりやすさの向上等の観点及び紙製容器包装の回収量拡大の観点から、どのような方策が考えられるか。分別排出の在り方の検討との関係をどう考えるか。

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方

- プラスチック製容器包装の再商品化の在り方の検討に当たっては、諸外国の制度も参考にしながら、公表されているデータに基づき認識を共有すべきではないか。また、それぞれの手法について環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点から検討すべきではないか。
- 検討に際しては、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという二者択一ではなく、材料・ケミカル両再商品化手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、再生材市場に応じた多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備を行うべきではないか。
- 固形燃料化について、一般枠における通常のリサイクル手法として認めるべ

きとの意見が出される一方で、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出された。これまでの議論を踏まえてどのように位置づけを行うべきか。

(2) 再生材の使用

○再商品化をより円滑に進めていくため、関係法令等の活用により、再生材の使用拡大の促進方策を検討すべきではないか。

6. その他

(1) 指定法人のあり方

○上記論点について検討した上で、それにふさわしい指定法人の役割をどのように考えるべきか。

○欧洲のグリーン・ドット制度のようなマーク制度の導入や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化、環境配慮設計推進の観点からの再商品化委託料金の価格設定等、制度運用の効率化に向けた課題について、指定法人が貢献できる役割について積極的に検討すべきではないか。

(2) ペットボトルの循環利用のあり方

○市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環をどのように推進すべきか。市町村の独自処理について、どのように考えるか。

以上